

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
 交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ
 (第6回)議事概要

1. 日時: 2024 (令和6) 年1月30日 (火) 10:30~11:35

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、
 三友仁志構成員 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、
 大谷和子構成員 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、
 春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、
 砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
 高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
 長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、
 一般社団法人電気通信事業者協会、
 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
 KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局): 今川拓郎総合通信基盤局長

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長
 堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
 宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・
 負担金の算定等の在り方 答申 (案) について (事務局説明)
- (2) 意見交換

5. 議事録:

【宇仁補佐】 事務局の基盤局基盤課の宇仁でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。本日もお忙しい中、御参加賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、第6回会合を開催いたします。

まずは事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。本日の資料は、議事次第、事務局からの資料、それから参考資料1、2及び3で、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。

事務局からは以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。本日はブロードバンドサービスに対するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 答申(案)につきまして、事務局からの御説明を聴取いたしまして、その後、意見交換に移りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、答申(案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 答申(案)について、御説明申し上げます。

まず、表紙でございますが、ここにありますとおり、この答申の発出者は電気通信事業政策部会となります。実際には、ワーキンググループにおけるこれまでの御議論の成果物としてこれをまとめ、それを今後、三友先生が主査を務められております、このワーキン

ググループの親会であるユニバーサルサービス政策委員会で御審議いただきます。その後、三友主査から大親会に当たります、表紙にあります電気通信事業政策部会に答申案として御報告いただきまして、更に御議論いただくという流れになります。よって、タイトルは答申（案）とさせていただきます。

次に、「目次」、構成でございますが、昨年7月7日の諮問項目に対応する形で項目立てをしてまとめさせていただきます。そして、一つ一つの内部は「背景」、「主な意見」、「考え方」の3部構成にしてあります。

1ページ目の「はじめに」はこれまでの経緯を記載しておりますが、3ページ目から始まる本文からは3部構成になります。このうち、「背景」と「主な意見」は、これまでのワーキンググループにおける事務局説明資料や、皆様からいただいた御意見などをまとめており、本日はこの部分の多くは説明を割愛させていただきます。

3ページ目にあります、「1. 交付金・負担金の算定等の基本的な考え方」に対応する考え方は5ページ目にまとめさせていただきます。前回、論点整理案を御審議いただいた際に、私から予告させていただきましたとおり、御異論のなかった部分については、前回の資料にありました、「考え方案」の文章の文末の疑問形を外した文章で、「考え方」の部分を中心に構成させていただきました。

本日御説明申し上げる部分は、前回の会合で御議論がありました部分などになります。その点ができるように、本日の資料では下線を引かせていただいております。ただ、実際に答申案を御決定いただきますと、下線がないもので答申案を確定させていただきますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、今、御覧いただいております5ページ目の「考え方」から御説明します。論点整理案の文章を活用しつつ、自治体ヒアリングも実施させていただきましたので、今回の新制度の位置付けを確認する形で、その旨を追記させていただきました。「BBユニバ制度は、維持管理費用の支援という主目的を有している」、その「ほかに、未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進という副次効果も狙っている。元来総務省は、この未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進のために、高度無線環境整備推進事業に取り組んでいる。この補助事業と両輪となるように、BBユニバ制度においてはその主目的から逸脱しない範囲で、未整備地域の解消と公設設備の民間移行の促進に裨益することを念頭に置いた、設計・見直しを行うことが重要である」。具体的には、令和5年の自治体ヒアリングを通じて明らかになった実態に鑑みると、最後の行ですが、「必要かつ過大でない第二種交

付金を電気通信事業者に対して交付されるような制度的工夫が求められる」とまとめました。

続いて、そのまま6ページ目でございますが、「一方」で始まるパラグラフでは、交付金と負担金のバランスに十分配慮しつつ、第二種交付金の補填対象となるアクセス回線設備や海底ケーブルに係る費目や算定方法等の明確化を図ることが重要であることを指摘しました。その後、前回のワーキンググループで三友先生から御指摘いただいた効率性の観点を記載させていただきました。「不採算地域は、多種多様な電気通信事業者が競争している都市部と比較して、提供主体が限られることが想定されるため、電気通信事業者間の競争が働きにくい可能性がある。その意味で、必要な設備が効率的に設置され、維持されているかという効率性の観点も必要である」。

続いて、現在、情報通信審議会の別の会議体においてNTTの在り方などについて御議論がなされておりますが、今回のワーキンググループにおける議論の前提などを次のように書かせていただきました。「BBユニバ制度が、電話ユニバ制度と異なり、ブロードバンドサービスの提供責務を特定の電気通信事業者に課す制度とはなっていないことを前提に、今回検討を進めた。今後の制度見直しの中で、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの提供責務やそれに相当する責務を制度全体として設けることとなった場合には、当該責務を前提に、改めて交付金・負担金の額やその算定方法等の見直しを行うことが適当である」。

続いて、7ページ目、「交付金・負担金の詳細な算定方法に関する検討事項」に移ります。まず、「減価償却費の扱い」についてです。この部分は、先に9ページ目を御覧ください。「支援区域における過剰なインフラ投資の抑制や、第二種交付金の原資負担が最終的には国民に転嫁され得ることに鑑みると、非効率性を排除しつつ、サービスの維持等の観点で必要最小限の支援とすることが求められる。このため、電気通信事業者においてサービス維持の範疇を超えて行われる設備の更新費用については個別に除くなどの対応策を講ずることが適当である」と、論点整理案の文章を書かせていただいております。

この点につきまして、前回の会合で春日先生から御指摘をいただきました。1枚お戻りいただきまして、8ページ目を御覧ください。下線にありますとおり、「電気通信事業者においてサービス維持の範疇を超えて行われる設備の増強・更新について、しばらく時間が経過して考慮した場合とでは、最低限維持しなければならない設備というものが変わっていくのであれば、電気通信事業者から情報を得ると同時に個別のケースについて判断の

事例を蓄積していき、参照できるような仕組みが必要」との御指摘をいただきました。

これに対応する形で、9ページ目の続きになります。「なお」から始まる文章を追記させていただきました。「なお、必要最小限の設備は、その時々によって変わる可能性があるため、引き続き関係電気通信事業者からの聴取等を通じて、事例の蓄積を行うことが重要であり、その蓄積を踏まえて必要最小限の設備に係る判断・解釈を積み上げることが適当である」。

続いて、10ページ目、次の論点として、「未利用芯線等のコスト等について」になります。この部分は、11ページ目、12ページ目、多くの御意見を頂戴しておりまして、13ページ目に「考え方」を記載させていただいております。ただ、前回の論点整理案の文章を活用してまとめさせていただきましたので、大きな追記はございませんので、割愛をさせていただきます。

次に、そのまま13ページ目の下の部分から「利用部門コストの算定」の論点が始まります。14ページ目、15ページ目、16ページ目と意見が続きます。16ページ目の中段から「考え方」が始まります。こちらもお覧いただきますとお分かりになります。前回の論点整理案の文章を活用させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

続いて、17ページ目、「共通費の配賦基準」についてでございます。こちらは、19ページ目の「考え方」の文章が始まる直前に下線部分があります。矢印のような三角形のマークが2つございますが、いずれも前回の会合における大谷先生の御意見を記載させていただいたものになります。「役務別の支出額比やトラヒック比であれば、個別の芯によって差異が出てくるもので、それを一つ一つ計算するということになるのと非常にコストがかかる。その算定だけで複雑な事務が必要になってくるため、多大な労力を要しないような計算方法を見いだすことが必要」。「通信は上りと下りがあるので、波長数としては2つ必要であり、放送はまた違った特性を持つ波長と聞いている。できるだけ単純な数値を用いることに合理性が、もし見いだされるのであれば、コスト算定研究会の結果を受けて検討してはどうか」。

これを受けまして、先週、コスト算定研究会で御議論いただきました。この辺りを整理して記載しましたのが、現在御覧いただいている19ページ目の「考え方」の冒頭、3つのパラグラフになります。「他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備に係る費用配賦については、BBユニバ制度が、第二号基礎的電気通信役務（ユニバーサ

ルサービス)に該当する電気通信役務の提供に要する維持管理費用を第二種交付金で補填しようとしていることから、『第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分する』ということが基準となる」、「二芯であれば、芯線数で費用を配賦し、第二号基礎的電気通信役務に係る部分を、第二種交付金の算定対象とすることが適当である」が、「一方で、一芯で放送役務及び通信役務を提供している場合には」、こ「の基準にしたがって、通信役務に係る部分のコストのみを標準判定式の算定対象とすることが適当である。この点、コスト算定研究会においても、具体的なコストドライバの確立等の検討がなされた」。

そして、最後の一行から次のページ、20ページ目にかけて、この部分については、次のようにまとめさせていただきました。「BBユニバ制度が、民間事業者を『放送事業者』との文言で切り出すのではなく、『電気通信事業者』との切り口から、その『電気通信事業者』による互助で成り立つ、『通信』を受益する者による負担(受益者負担)制度として制度化されていることに鑑みると、放送サービスに係る費用を除いた上で、第二種交付金を算定することが適当である。

また、放送サービスと共用する電気通信設備に関しては、放送に係る費用を除く算定手法として、一芯方式により提供される場合は『波長数による按分』の考え方で費用配賦(一芯の中で、放送は一波(下りのみ)、通信は二波(上りと下り)であり、通信に係るコストドライバは3分の2)とすることが適当である。

なお、RF方式かIPマルチ方式かという『放送』の伝送方式の違いによって、異なるコストドライバを適用する考え方もあり得るところ、それにより算定結果が地域によって異なることを許容した場合、どちらか一方の伝送方式による放送サービスの提供を後押し又は減らす方向に作用しかねない。このため、コストドライバの検討において、RF方式又はIPマルチ方式の違いに着眼することは、技術中立性及び公平性の観点から適切でないと考えられる。したがって、RF方式かIPマルチ方式かという伝送方式に関わらず、放送サービスと共用する電気通信設備に関しては、3分の2の費用配賦により、通信に係る費用を把握することが適当である。

一芯の場合における、こうしたRF方式とIPマルチ方式に関わらず、3分の2のコストドライバにより通信に係る費用を把握する方法が適切か否かは、技術の進展、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要である。

以上の『共通費の配賦基準』の考え方は、FTTHに対し適用するものである。一方で、制度の複雑さ等を回避することも念頭に、この考え方を同時にHFCに対しても適用する

こととし、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを図っていくことが適切である」。

なお、御覧いただいている20ページの一番下に「脚注9」がございます。先週の「第6回コスト算定研究会においては、放送サービスを利用する利用者分に限定して、支援区域における一芯方式の費用配賦を検討してはどうかとの御提案もあったところ、規制コストの増大等とのバランスも踏まえ、運用実態等も勘案して継続検討事項とすることが望ましい。また、そもそもBBユニバ制度において、放送に係る費用は交付金算定の対象外である。いずれにせよ、今後の技術革新の動向やブロードバンドネットワークを活用して放送サービスを提供する事業者の状況なども注視しながら、通信と放送の費用配賦の基準の在り方については継続的に検討することが望ましい」と書かせていただいております。

次に、21ページ目、「ベンチマーク方式におけるベンチマークの基準の設定」についてですが、こちらは22ページ目にありますとおり、論点整理案の文言を活用させていただいて、「考え方」をまとめさせていただいております。

続いて、22ページ目の中段から「収入費用方式における費用と収益の範囲の設定」の論点が始まります。こちらについては、まず、23ページ目の下のほうの「考え方」を御覧ください。「『収入』及び『費用』の範囲については、交付金算定において、算定対象設備に対応する形でその範囲を画定・限定することが適切である」。「特に、前述した『共通費の配賦基準』により放送サービスに係る費用を圧縮する際は、これに係る収益も圧縮させ、収入と費用の対象範囲を一致させることも必要である」と指摘させていただいております。

そして、今、読み上げました「考え方」の部分の直前に、下線部分の固まりがございます。これは前回会合で、三友先生からいただいた御指摘になります。「収入費用方式を採用した場合の最大の問題点は、効率化インセンティブが働きにくいこと。収入費用方式による補填は考え方としてあり得るが、新しい技術を導入するインセンティブを削ぐことがないように、一旦、収入費用方式で適用と決定した場合でも、それを未来えいごうを続けるということではなく、やはり何らかの効率化インセンティブを、ある一定の時期以降、あるいは適当なタイミングで導入するということが必要」。

これに対応する形で、収入費用方式の適用期間などについてまとめさせていただいたのが、次のページ、24ページ目の最初の「また」から始まるパラグラフになります。「収入費用方式の適用の期間については、収入費用方式が例外的な方式であることや、技術革新のインセンティブを削ぐことがないよう配慮する観点などからも、一定の期間とすること

を念頭に置く。この点、2月答申にあるように、『特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した』場合に適用する具体的な算定方法とその条件等について整理することとされ、コスト算定研究会において『特異判定式』を収入費用方式として位置付けることが整理された。

すなわち、BBユニバ制度の創設に係る令和4年改正電気通信事業法の施行日である令和5年6月16日時点で、①公設地域、又は②未整備地域であった地域については、当該施行日以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限って、交付金算定の標準判定式とは異なる『特異判定式』を交付金算定において適用するというものである。考え方としてこれが適当と考える。

また、『特別支援区域の指定後』以降のみならず、制度の複雑さを回避し、副次効果を含む政策目的を達成する観点から、令和4年改正電気通信事業法の施行日から最初の支援区域指定日（本年8月末予定）までの間に、これら①又は②に該当する場合についても、この『特異判定式』を適用することが適当である」と書かせていただき、24ページ目の一番下の「脚注11」において、「特異判定式は、これら①及び②の2つの場合に限って、実際の構築費用を用いつつ、コスト算定するものとして用意することが想定されている」と記載させていただきました。なお、今週金曜日にコスト算定研究会で、この関係も含めまして、報告書案の取りまとめの御議論がなされるところでございます。

そして、収入費用方式である特異判定式の在り方の見直しや公表について、24ページ本文の最後のパラグラフにまとめさせていただきました。「ただし、特異判定式はあくまでも例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用するものであり、特異判定式の適用については、標準判定式と同様に、総務省において継続的に見直すことが適当である。その際、特定の町字について、特異判定式の適用から標準判定式の適用に切り替わる時期等について、実際の運用状況等も考慮しながら検討すべきである。また、特異判定式の適用を受ける町字については、真に役務提供に必要な費用を特定し、それに基づいて交付金が算定されているか等が客観的に確認でき、透明性と公平性が担保されるように、費用などは公表されることが適当である。その公表に当たっての具体的な項目や方法については、経営に関する情報等にも配慮しながら、総務省令等の中で総務省が策定することが適当である」。

次に、26ページ目、「基準となる『大幅な赤字額』の設定」についてになります。この部分は27ページ目から28ページ目までにかけて、論点整理案の文言を活用して文章を

まとめさせていただきました。

次に、28ページ目、「第二種負担金に関する事項」に移ります。こちらも29ページ目にありますとおり、論点整理案の文言を活用して文章をまとめさせていただきました。

そして、30ページから、「その他必要と考えられる事項」についてまとめております。そのページ、30ページの最後の行から下線を引きましたとおり、前回の会合で相田先生と三友先生から、それぞれ負担の公平感について御意見を頂戴いたしました。「このユニバーサルサービスの負担金は、最終的に何らかの形でエンドユーザに転嫁され得ると考えると、その際に、金額の多寡の問題はあるが、それ以上にその負担の公平感は重要で、不公平感が生じないようにしなければならない。負担の公平感の観点からは、ブロードバンドサービスにもギガサービス等の品質の違いがあっても、負担額が同じで良いのかどうか、今後とも考えていくことが必要」。

これを踏まえまして、少々飛びます。34ページ目に次のようにまとめさせていただきました。iの部分です。「公平な負担について」、「第二種負担金の実質的な負担が最終的に利用者に転嫁され得ることを念頭に、負担額の算定方法が、結果として利用者間における負担の不公平感を招かないよう、制度整備及び運用において十分に配慮しなければならない。また、ブロードバンドサービスの品質等の観点から受益する内容に差が生じる場合に、第二種負担金が同額で良いのか等、受益の差に係る負担額の公平性についても、今後、関係電気通信事業者からの聴取等も踏まえて、継続的に検討を行うことが適当である」。

次に、32ページ目にお戻りいただきまして、そのページから「考え方」を始めておりますが、この部分全体として、論点整理案の文言を活用させていただいております。少し追記しましたのが、「b」のローミングの部分であります。ここは「ホーム網」と「ローミング網」という単語を追加で使わせていただきまして、分かりやすくさせていただいております。

次のページ、33ページ目、「c」の部分です。これは前回の会合でソフトバンク様から御指摘いただいた、キャリアアグリゲーションの部分になりまして、修正の上、次のようにまとめさせていただきました。「周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合（例えば、携帯電話とBWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供しているような場合）にあつては、利用者にとって、どの役務に係る周波数によって提供されているかに関わらず、契約している役務の提供を受益しているものであるため、回線数は一カウントとして把握することが適当である」。

次に、34ページ目の「g」の部分では、「海底ケーブルに代わる新たな技術の登場に備えて」と題して、論点整理案でまとめさせていただいた将来の可能性についても言及しておきました。

答申案本文の最後に、35ページに「おわりに」を掲載しております。これまで御議論いただいた基本的な考え方の総括を書かせていただきました。

「総務省においては、この答申に基づき、必要となる制度整備を着実かつ迅速に進めるとともに、この答申において、引き続き検討ないし見直しを行うことが適当とされた事項等については、今後更に必要な議論を進め、深めることが適当である。

また、総務省、自治体、支援機関、電気通信事業者においては、相互に協力しつつ、BBユニバ制度の運用開始に向けて、適時適切に利用者へ周知・広報を重畳的に行い、この制度に対する理解を醸成し、運用開始後もこうした努力を継続することが重要である。

今日においては、情報通信技術の急速な発展や、更なる人口減少の進展が予測されるなど、我が国を取り巻く社会経済環境は時々刻々と変化している。今回の検討は、BBユニバ制度の運用開始前に実施した。どのような制度でも始めから完璧な制度はない。常に変化する環境にも柔軟に対応していくために、交付金額と負担金額のバランスと効率性や技術中立性に配慮しながら、今後も、BBユニバ制度の在り方については適時適切に見直しを行っていくことが重要である」。

本文は以上になります。次のページから参考資料になります。36ページから37ページまでにかけて、自治体ヒアリングで寄せられた御意見、前回の論点整理案の御審議の際も掲載させていただいたものを再掲させていただいております。

次に、「資料編」と題しまして、39ページ、「資料1」が諮問書3枚紙になります。そして、42ページから「資料2」、「資料3」、「資料4」と審議会の各会議の構成員名簿を掲載しております。そして、45ページから46ページまで、「資料5」がこれまでの検討の経緯を会議開催日に即する形で記載させていただきました。最終的に答申案が確定するまでに、随時、各会議の開催日を追記していきたいと思っておりますので、今御覧いただいているものは現時点のバージョンということになります。

次に、47ページから「資料6」としまして、今回の答申案の各論点の概要を、1論点1スライドとしてまとめましたので、掲載しております。御説明申し上げた「考え方」の部分を中心にまとめております。

そして、最後に、53ページから「資料7」といたしまして、このワーキンググループ

第1回会合で、事務局説明資料の参考資料として掲載しました、BBユニバ制度の概要や参照条文を再掲させていただきました。

以上になります。御審議のほど何卒よろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ただいま大堀企画官から答申案の特に修正部分に特化して説明をいただきましたが、全体を通じての審議を賜れば幸いです。どこからでも結構なんですけど、何かございましたら。

構成なんですけれども、最後の36、37ページは、ほかの参考資料とは別の扱いとして、答申案に含めるというように理解してよろしいですか。

【大堀企画官】 おっしゃるとおりでございます。答申案の一部として掲載させていただきました。自治体ヒアリングで4つの自治体の皆様にお忙しい中お出まじいいただいて、優良事例等々を含めて御指摘を賜りましたので、ぜひ掲載させていただきたいと思っております。

【関口主査】 ありがとうございます。今の説明のとおりですので、37ページのところまでを含めて、御意見等ございましたら、ぜひお願いしたいと思います。チャット、もしくは御発言、直接で構いませんので、どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。高橋先生、よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。コメントです。答申案の20ページのところの注の9です。大堀さんからも丁寧な説明がありましたけれども、私はこのところ、重要だと思っております。事業者さんが放送のサービスをブロードバンドを通じてやるというのは、過疎地域なんかにとっては、半ば社会的使命としてやられている部分もあると思いますので、今後の技術的な問題だとか需要の動向だとかというのを見据えて、この辺の配賦の問題というのは、さらに継続して検討していくことが必要だと思います。その話を注の9で明記されたというのは非常に良いことかと思っております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。今、高橋委員のほうから20ページ、脚注9のところについて、こういったコメントは非常に意義があるという御指摘をいただきました。ここでは継続検討事項という形で整理しておりますが、今後とも本文の2行目に、20ページ2行目にございますように、通信を受益する者による受益者負担なんだという制度と、それから地方にとって重要な放送サービスに関わるサービス提供というところのバランスを取りながら、継続検討していくということになるかと思っております。どうもありがとうございます。

ございました。

ほかにかがでございましょうか。全体が多すぎるようでしたら、ある程度区切って御意見を賜ったほうがよろしければそうしましょうか。全体的には、目次にしたがって、幾つかに分けられると思っておりますが、三友委員から入っておりますので、三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】 今の高橋先生の御発言に関連してなんですけれども、今、放送のほうでも、インターネットを使って放送コンテンツを提供するということの可能性について検討されているわけでございます。将来的に、これはどのようになるか分からないにせよ、放送と通信というものを厳然と峻別して扱うことの意味というのは、最近のトレンドを見ると徐々に薄まってきているわけでありまして、海外においても、日本のようにはっきりと区別して扱うという状況にはない国が多いと私も理解しております。

放送が将来的にはインターネット上の非常に重要なコンテンツになり得るということもありますので、ぜひそういう可能性も今後、視野に入れながら、ユニバ制度というものを考えていっていただけるとありがたいと思います。ここに、脚注の中にも書いていただいておりますとおり、将来的には、放送というものがネットワーク上で流れる可能性を、ユニバの制度の中で全く考慮しないということではなくて、そういう可能性も含めて、将来的に検討するということは非常に重要ではないかなと思います。

また、既にケーブルテレビなどでは、そういう形で提供されているわけでもありますので、そういった今の実際に行われている枠組みを追認するという意味でも、そういった考え方というのは重要ではないかと思えます。

私からのコメントでございますけども、以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。今後については、継続する検討の中で、状況に応じた判断というのが十分にあり得るんだろうと思っております。現時点の判断は、19ページ、一番前に表示を戻していただけますか。19ページの下から2段目のところです。平成3年から開催されているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会等で、ブロードバンドネットワークを用いたRF方式、またはIP方式、これについての放送サービスは、現時点では放送法上の放送と位置づけられると確認されているということを受けて、最後の行で、2月答申を受けて、BBユニバ制度は20ページですが、放送事業者という文言ではなくて、電気通信事業者という切り口なんだということで、現状では、電気通信事業者の互助で成り立つというような形で、受益者サービス、受益者負担

方式として制度化されているということで、今回はこのような放送サービスに関わる費用を除くという形での第二種交付金算定を行うということに決定したわけですが、今後については、今、高橋先生、三友先生からも御指摘あったような形での変更も、もちろん可能性としては十分にあると思っております。

この点、事務局は何か補足ありますでしょうか。私の少し足りないところがあったら補っていただければと思います。

【大堀企画官】 いえ、ございません。承知いたしました。ありがとうございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。春日先生、お願いいたします。

【春日構成員】 春日です。事務局さんには非常にうまくまとめていただいて感謝いたします。8ページ目、9ページ目のあたりで私が申し上げたコメント、最初から完璧な制度はないと、事務局様の報告書でも書いてあるんですけれども、1回やってみて、現段階で考えが及ばないところが出てきた場合には事例を蓄積して行って、それを改善していくことが大事だということ、これは、我々も今後引き続き関係していく立場として身が引き締まる思いがいたしますし、重要な点ではないかなと思います。ありがとうございます。

それに通じるころなんですけれども、35ページの最後のところで、周知広報という表現で書いていただいています。先ほどの事例の蓄積の話は、技術的な内容の意味で申し上げたんですけれども、今、ブロードバンドの基盤整備をやっていただいているということは非常に重要な話、重要な役割というのを事業者さんをお願いしていることだと思っております。コストはもちろんかかるんですけれども、世の中のためになっていることをやっていらっしゃるため、長期的には企業さんとして社会的に評価されてくる面というのがあるんじゃないかと最近感じております。少し話がずれますけれども、もともと環境問題というのがそうだったように思っているんです。環境問題というのは、環境は大事なんだけれども、対策のためのコストがかかるので多くの企業が当初は積極的な関与を避けてきたんですけれども、長期的に見てみると、環境問題に対して何も取り組みを行わない企業というのはむしろ排除されていくようになり、環境問題に力を入れている企業は社会的にも評価され結果的に収益も上がってくるような状況が醸成されてきたような印象を受けています。

ブロードバンドサービスの基盤整備というの、非常に重要な社会的役割を担っていると思いますので、災害時の対応なんかは特にそうなんですけれども、そのときに、ぜひ評

働されるような枠組みになってくると将来的にいいなと思っております、そのために周知広報なのか、また、ほかに別のメカニズムがあるのか、それは良く考える必要があると思いますけれども、何か将来的にそういう方向性に向いていくといいと感じているところ
です。

これは感想でございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。今、最後のところは、継続的な普及啓発活動が必要だということも賛成意見としてお受けしたいと思っておりますが、9ページのあたりについてのコメントについては、実は必要最低限、必要最小限の設備を維持するという考え方も、技術革新がこのように激しい情報通信の分野で言うと、必要最低限が時代によって変わるとするのは自明でありまして、それこそビットからメガに、メガからギガに、テラにと、桁が3桁ずつ上がっちゃうような情報通信の世界でいうと、必要最低限というのは、数年でスペックとしては足りなくなったりするということもありますので、ここは、かつてドイツでも発展的資本維持というなかなか難しい資本論というのがあって、昔、森田哲也先生という先生のテキストを読んで、すごく勉強したんですけども、技術革新を反映しながら、現状維持というのは、そういった技術革新を取り込んで規模が大きくなる、維持すべき資本の規模が大きくなっていくという議論をしていて、ここの必要最低限も、やや似たようなところがあって、現状維持だと、数年で多分設備が持たなくなったりということが現実であり得るわけですので、ここはその都度、時代の要請に応じて、必要最低限という考え方の判断をレベルアップしていくというんでしょうか、時代のスペックに応じた設備としていくということの判断が必要になるだろうと思います。

この意味では、この会議が決まったタイミングで、次点のタイミングでこれを維持しろというような静的なところではなくて、極めて動的な判断になろうと思っておりますので、ここも、これを引き継ぐような形に、そういったことをお願いするということになろうかと思っております。どうもありがとうございました。

長田先生から手が挙がっております。ごめんなさい、その前に相田先生が手挙がりました。相田先生、長田先生の順番でお願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。ちょうど言おうと思っていたことが、春日先生ともろにかぶってしまったので、私はスキップしていただいてもよかったんですけども、本答申案につきましては、これまで議論してきた内容が適切にまとめられていると思います。それから、春日先生もおっしゃいましたとおり、これ、まだ始める前でいろいろ分か

っていないことが多いということで、走りながら見直していくということが重要かと思えます。

それから、負担の公平感というようなものにつきまして、放送が重畳されているかというの、もしかしたらそのうち入るかもしれないわけですがけれども、今、関口主査もおっしゃいましたとおり、ブロードバンドサービスと同じ名前と呼ばれても、提供されるサービスの品質というのが、2桁か、場合によっては3桁ぐらい幅があるという中で、どのようにそれを負担するのが皆さんの公平感につながるかということもまだ未知数ということで、これから検討していかなきゃいけない重要な事項かなと思っております。

私からは以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。長田先生、よろしくお願ひいたします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。とにかく今回の取りまとめについては、現時点でできることがきちんと書いてあるなと思っていて、賛成をさせていただきたいと思えます。

御指摘のあったように、最後に周知広報ということがまとめのところに書いてあるわけですが、何よりも電話のユニバの制度の説明のときは、全然違う難しさがあるなと思っています。電話のユニバの制度が最初にできた頃から、あちこちの広報のところ、現場も御一緒させていただいたりしましたけれども、それは小さい子供たちにでも分かりやすく説明ができるものでした。でも、今回のこれは、これから技術革新とともに、この制度も進化していくこととか、そういうことも含めて、現状がどうだとか、こういう配分でとか、そういうことをどうやって説明していくのかなというのはすごく大きな課題だと思っておりますので、制度がきちんと始まっていくときよりも前に分かりやすい説明という工夫をぜひ頑張っていたいただきたいなと思っておりますし、特に、非常に高コストな地域に住んでいらっしゃる皆さんの中には、自分たちの高コストな地域をいつまで維持してもらえるのかとか、そのために全国の皆さんの負担がずっと続いていることをどう考えるのか、真剣に考えていらっしゃる方々も大勢いらっしゃいます。私もお会いしたりして、お話をしたりしています。そういう状況の中で、利用者が結果的にみんなで負担をするような形でのユニバーサルサービス制度というものが、どんなに大切なのかということも含めて、分かりやすい説明が大切だなと思っておりますので、総務省には頑張っていたいただきたいなと思っております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。電気通信事業者協会、TCAさんのほうでの普及

広報に、随分長田先生は、1号のほうで御活躍いただきまして、TCAもユニちゃんというマークのロゴをつくって、そして長田先生をはじめとした先生方に、とう道の見学だとかいろいろなイベントとかませながら、普及啓蒙活動に随分、全国行脚をいただいたというのは、私もよく記憶しておりますが、今回のブロードバンドユニバーサルサービス制度につきましても、諮問委員会のほうで、そのような啓蒙活動をまた、引き続きお願いしなければいけないと思いますが、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

大谷先生、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今回の取りまとめでございますけれども、非常に共感できる言葉を散りばめていただき、最終的に良いまとめになったのではないかなと思っております。

これまでも複数の構成員からお話があったところですが、担い手が複数あり、それを支えている技術というのも多様なものであって、そこに難しさがあるというのは私も実感しているところです。それゆえに、より透明性を高く、また、公平性というのを担保するためのルールというのも備えておくことが必要であって、今回の取りまとめというのは、それに資するものになってきていると思います。

それで、少しブロードバンドユニバを離れて、ユニバーサルサービス全体を考えてみますと、人口減少時代にユニバーサルサービスそのものの維持というのが特に困難になっているという場面も増えてきているのではないかなと思っております。例えば郵便事業などでは、郵便料金の値上げをしたとしても配達されない日が設けられたり、また、配達までの時間がかかるようになったりというように、中身がどうしても変わりつつあると。それは、どうしても既存のテクノロジーを使っているサービスである、その宿命のようなところもあると思いますし、まず、その中でもいろいろ工夫しながら、サービスを維持していくということに大きな意義があると思っております。

他方、ブロードバンドユニバというのは、発展途上のテクノロジーを利用したものでもありますので、技術革新への期待の言葉もたくさん寄せられているところですが、将来的には、技術的な中立性を指向して、より効率的な方法を模索することによって、人口減少時代であっても実効的なスピードが足りないとか、せつかく制度としてあるけれども、あまり使えなくて意味がないとかと言われることがないように見直しをするというようなことがちゃんと述べられているということで、今回、最善を尽くして細かい制度を取

りまとめたわけですが、これからは地方の声を含め、利用者の声にも耳を傾けて、より制度を使いやすいものにしていく必要があるなど感じました。

以上、感想でございますが、一言述べさせていただきました。私からは以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。いかんせん答申案の作成は、実際の運用開始前ということもありますので、実際に走り出してみないと分からないところも多分相当あると思うんです。

その意味では、今後の技術革新の動向等も視野に入れながら、よりよい制度に変えていければいいかなと思っております。特に5G、あるいは次のBeyond 5Gの時代になると、人がいなくても光ファイバの敷設が必要なサービスというのは、これから増えてきたりするというのもあるので、今後ともこういった制度によって普及を図っていくと。まだ、ほんの少しとは言いながらも、光対応になっていないところ、エリアというのが存在するわけですので、そういったことも含めて副次的な効果も図っていくことが必要かと思っています。

制度面としては、通信政策特別委員会のほうで、情報通信審議会の親会のほうでの議論もまた平行して始まるわけですので、そちらとの対応も見ながらということにはなろうと思えますが、いずれにしても、この制度、ブロードバンドユニバ制度そのものの開始がまだスタートしていない段階での答申案であるということには私たち自身も留意しながら、今後の運用を図っていくということになろうと思えます。どうもありがとうございました。

砂田先生、お願いいたします。

【砂田構成員】 感想を言わせていただきます。今の関口先生のお話にも、あるいは多くの先生方のお話にもありましたように、技術革新のインセンティブを削がないような制度をつくっていくということがとても重要です。そういう意味では、最初のスタート時点であまり複雑な制度をつくり込むのではなく、継続的な見直しを重視するという方針でアジャイルなアプローチといいますか、そういう形でスタートすることになったのは大変よかったんじゃないかと思えます。

あと、もう一点は、三友先生からも通信と放送の区別についてももう少し将来の視点を持ってというお話がございましたが、通信インフラのほうも5G、6Gになると、段々オープン化とかソフトウェア化も進んできて、随分変わってくるだろうということが予測されています。ですので、そういった将来の技術動向も見ながら、継続的な見直しを行うのが

本当に重要だと思います。そういう意味では、最後の「おわりに」のところに、技術中立性と効率性の重視ということが書かれていますので、これは非常に良い言葉が入ったなと感じております。

私からは以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。もう1点、三友先生からコメントいただけそうなので、三友先生お願いいたします。

【三友構成員】 三友です。このワーキングは、交付金・負担金の算定等に関するワーキングなので、ここで発言することが適当ではないのかもしれませんが、場合によっては、上のユニバーサルサービス政策委員会等で言うべきことかもしれませんが、以前、大橋先生がブロードバンド基盤ワーキングをなさっていたときにも申し上げたことを、もう一回、ここで申し上げたいと思ひまして、時間をいただきました。

今回の報告書も、スタートのところは99.84%のネットワーク、なおかつ未整備地域があるというところから始まっているんですけども、ブロードバンドをなぜユニバにしなきゃいけないのかというところの説明がどこかであるといいなと思うんです。ブロードバンドをユニバにすることの高邁な理念みたいなものがないと、何か非常にテクニカルで、ただ単につくってしまったネットワークを維持するための手段、あるいは、残っている0.何%かの地域の整備の手段をつくるというところからスタートしているように感じるんです。実際に、その費用の負担を国民に求めますので、負担を求めていくときに、なぜブロードバンドがユニバで、そして、それをブロードバンドの利用者全体で負担していく、あるいは支えていく必要があるのかというところを、何か理由付ける理念が欲しいと思うんです。

一つ、私が以前のワーキングで申し上げたのは、地域のサステナビリティをデジタルで維持していく、支えていくということを申し上げました。これまで交通インフラが20世紀の発展を支えたと考えたら、21世紀の発展はデジタルが支えるわけであって、道路がかつて津々浦々に広がったように、ネットワークも津々浦々に広がっていくというところが、今、21世紀のインフラとして非常に重要なんだというところをスタートにしたいんです、私の個人的な思いですけども。

そうしないと、非常にテクニカルなものになってしまうと思うんです。国民に理解を求めていくときの理由づけも、何となく弱い感じがするんです。以前、大橋先生の委員会では、将来的にファンド制度を作るならば、単にブロードバンド・ユニバーサルサービス・

ファンドではなくて、デジタルサステナビリティ・ファンドとかそういう名前にしてほしいということを申し上げた記憶があります。

ぜひ、なぜブロードバンドユニバにしなきゃいけないのかということの理念を、このワーキングからボトムアップで、ぜひ上のほうに伝えていただければと思ひまして、最後、一点、追加の発言をさせていただきました。

私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。御指摘、ごもつともではありながら、実は平成4年の法改正で、この制度が確立したわけですけれども、そのときに、その議論は十分して法改正に至っていると私は思っているんです。電気通信事業法の改正を受けて、実行可能な制度として成り立たせるためにコスト削減のワーキングを含めて、こういった交付金・負担金の在り方について議論したので、ここはむしろ、私自身はテクニカルなところに徹していいように思い、理念のほうは親会のほうでと私は思っているんですが、ここでも書き込む必要性を事務局に考えてもらうことになると思います。

平成4年の法改正の頃の答申等で、該当部分を見つけて引っ張ってくる等、少し工夫をさせていただき、はじめにのあたりに、そういったものを溶け込ますような工夫が少しできればとは思いますが、事務局、いかがでしょう。そのような工夫を検討していただいて、文言については、時間的にも制約がありますので、主査に一任していただくような形で、何らかの今の三友先生の御指摘のような、理念に相当するところを補足するようなことが、一番最後かもしれませんが、可能であれば、御指摘はごもつともではありますので、入れていきたいと思っておりますが、事務局、補足いただけますでしょうか。

【大堀企画官】 ありがとうございます。ブロードバンド、そもそもはテレワークですとか遠隔教育、遠隔医療といったサービスが、継続的に安定して、日本国内であればどこでも享受できるということが、ユニバーサルなサービスの趣旨だと我々は思っております。

そういった趣旨が、「はじめに」といったところにしっかりと盛り込まれるような形で、そしてユニバーサルサービス政策委員会の皆様にも御同意いただけるような文章にさせていただきたいと思っておりますので、関口先生のほうに御一任いただければと思ひます。

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、文言につきましては、主査一任ということで、何らかの形で今の三友先生の御指摘を反映したいと思っております。

【三友構成員】 よろしくお願ひいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【相田主査代理】 相田ですけれども、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【相田主査代理】 私も今の件に関しまして、最終的にそれで結構かと思えます。今回の、このワーキンググループのミッションは交付金・負担金の算定に関するということなので、そんなに深入りする必要はないと思えますけれども、現状で、名目速度下り30メガと言っているのが、本当に国民が享受すべきサービスの基準として適当なのかというのは、私も非常に疑問に感じているところで、もちろん技術の進歩は非常に激しゅうございますので、具体的なスペックというのはどんどん、どんどん変わるとしたとしても、義務教育を受けるのに必要だとか遠隔医療のために必要とか、そういう何に必要なサービスであるのか、サービス品質であるべきなのかというようなところから始めて、現状の技術と鑑みて、具体的なスペックとしてどうあるべきなのかとかいうようなことを、ぜひこれも継続して、総務省さんのほうで御検討いただければと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。実は先日、年が明けてからプレゼンを行っていた伊予市さんが、ちょうど移居のタイミングだったので訪問し、現地を視察させていただく機会を得たんです。今、お話を伺っていると、GIGAスクール構想での小中学校、小学校なんかでの授業にブロードバンド必要であるというようなニーズの高まりというのは非常に大きかったということも御説明としてありました。

そのような教育等に対しても提供できるような十分なインフラというのを、これからも維持していく必要があるなと思っております。現場を見て、これは大変だなと思ったのは、山に入り込んでいって、電柱を敷設するのにも機械が一切入らずに、手で担いでいって、人間の手で穴を掘って電信柱の3分の1を埋めなきゃいけない。その電信柱も拝見しましたけれども、竹やぶの中を切り開いてやっけて、二、三年経つと、竹がまた覆い被さってしまうんだということを実際に見せていただきました。

そのように条件不利地域の場合には、見てみないと分からないような御苦労って相当あるんだなということは実感しました。その意味では、今回、全国平均費用をカバーするという形で、全国平均費用を実際に上回ってしまう部分に、ユニバーサルサービスの交付金を充てるという基本的な考え方によって、全国平均比を上げない工夫をするという努力を担っていただく事業者さんには本当に頭を下げて、よろしくという気持ちが非常に強いので、今後とも、実際の運用が始まったときにも、ぜひ御尽力を賜れば幸いです。

ほかに先生方からいかがでございましょうか。一通り、先生方の御発言も頂戴したんですけれども、追加でいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。特段の御意見が出尽くした、ないようでしたら、審議はこの辺りで終了させていただきたいと思えます。先ほどの三友先生からの御指摘等も踏まえて、若干の文言修正を含めて反映すべき内容、あるいは修正すべき語句の訂正等について、修正については、私に御一任をいただくということにさせていただいて、答申案につきましては、ワーキンググループの親会であるユニバーサルサービス政策委員会に報告を申し上げたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただいて、三友先生相手に御報告申し上げるということでさせていただきます。

それでは、次回会合につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日もありがとうございました。次回会合の詳細は追って御連絡いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局は以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、第6回会合を終了いたします。貴重なお時間を割いていただきまして、本日もどうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)